

336 複合地区ガバナー協議会事務局規程

第1条 名称

この事務局の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）とする。

第2条 目的

336 複合地区の業務を処理し、ガバナー協議会の円滑な運営を図る。

第3条 業務

1. ガバナー協議会に関する事項
2. 各種委員会活動に関する事項
3. 複合地区内の準地区およびクラブ運営に関する事務連絡
4. 各準地区間の円滑な事務連絡
5. 国際本部、一般社団法人日本ライオンズ等との事務連絡
6. 他の複合地区との事務連絡
7. 各種資料の継続的整理、保存
8. 各種経理事務
9. 複合地区各種会議の会場の設営、資料の作成、議事録の作成
10. 複合地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
11. その他ガバナー協議会または事務局運営委員会が指示した事項

第4条 運営・管理

事務局の運営管理はガバナー協議会の指示により事務局運営委員会が行う。

第5条 人事

事務局職員の任免はガバナー協議会の了承の下に事務局運営委員長が行う。

第6条 経費

事務局運営のために必要な経費は複合地区費より賄われる。

第7条 改正

本規程の改正はガバナー協議会の決定による。

第8条 施行

本規程は1991年5月26日制定し、同年6月21日施行する。

1996年7月18日 一部改正

2016年7月30日 一部改正

2024年10月25日 一部改正